

# 臨時福祉給付金等について

2つの給付金の受け付けを開始します。

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

障害・遺族年金受給者向け給付金は、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するために実施するものです。

## 1 支給対象者

### 「臨時福祉給付金」

基準日（平成28年1月1日）時点で住民票が南三陸町にある方（平成28年1月1日現在の住民登録市町村が窓口）で、平成28年度分の住民税（市町村住民税）が課税されていない方が対象です。ただし、住民税を課税されている方に扶養されている方や生活保護制度の被保護者となっている方は対象となりません。※「高齢者向け給付金」、「障害・遺族年金受給者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

### 「障害・遺族年金受給者向け給付金」

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方が対象です。ただし、高齢者向け給付金を受給された方は対象外となります。

2 支給額 「臨時福祉給付金」……………給付対象者1人につき **3,000円**  
 「障害・遺族年金受給者向け給付金」……………給付対象者1人につき **30,000円**

## 3 申請受付日時・場所

対象となる方には8月末にお知らせと申請書を郵送します。

※「障害・遺族年金受給者向け給付金」の支給対象者も、1枚の申請書で申請します。

対象行政区等	受付会場	受付日	受付時間
横山仮設住宅・津山若者総合体育館	津山公民館（会議室）	9月5日（月）	9:00～11:00
南方仮設住宅・みなし仮設住宅等	南方仮設住宅集会所（第2）	9月5日（月）	14:00～16:00
志津川地区	ポータルセンター（交流館）	9月6日（火）	9:00～15:00
	総合ケアセンター南三陸	9月7日（水）	9:30～16:00
戸倉地区	戸倉中学校仮設住宅集会所	9月8日（木）	9:30～11:00
入谷地区	入谷公民館（大研修室）	9月8日（木）	14:00～16:00
歌津地区	平成の森（アリーナ）	9月9日（金）	10:00～15:00
全地区	総合ケアセンター南三陸	9月11日（日）	9:00～16:00

## 4 申請時に持参するもの

- 臨時福祉給付金申請書
- 支給対象者全員分の本人確認書類→**運転免許証または健康保険証の写し**  
 （外国人の方の本人確認書類→在留カード、特別永住者証明書等の写し）
- 振込先口座の**通帳またはキャッシュカードの写し**  
 ※昨年度と同じ口座を指定する場合は必要ありません。

問い合わせ (制度に関すること) 厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192  
 (受付に関すること) 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

◇問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

い。日。期。て。は。に。の。現。さ。三。委。擁。日。部。平。成。28年1月1日付けで、錦部照夫さん、平成28年7月1日付けで三浦房江さんが人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。三浦さんは新しく委員に任命されました。現在、南三陸町では、6人の人権擁護委員が虐待や人権に関する皆さんの相談に密着して対応しています。相談は無料で秘密厳守されますので、安心してご相談ください。なお、定期相談を本庁と歌津総合支所において行っています。相談日は、21ページをご覧ください。



三浦房江さん



錦部照夫さん

人権擁護委員を紹介します

## 特定健診を受けましょう!

～無料で受けられます～

『特定健診』でメタボリックシンドロームの該当者とその予備軍を早期に発見し、生活習慣病の発症を未然に防ぐことができます。  
 南三陸町国民健康保険の皆さまは、この特定健診を無料で受けることができます。治療のための検査とは異なりますので、**通院中の方もぜひ健診を受けてください。**受診票とご自分の保険証をお持ちのうえ、お近くの健診会場へお越しください。

問い合わせ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

## 証明書のコンビニ交付サービスを開始します!

(9月開始予定)

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑証明書等をコンビニエンスストアで取得できるようになります。また、サービスはお住いの市区町村にかかわらず、全国のコンビニエンスストアで利用可能です。

### セキュリティ対策

- ①利用者の多いコンビニエンスストアでも、個人情報徹底的に守ります。
  - ・支払・受領等操作の全てをコンビニエンスストアに設置のマルチコピー機で行うため、他の人の目に触れません。
  - ・発行後は端末から音声やアラームでお知らせし、証明書の取り忘れを防止します。
  - ・専用の通信ネットワークを使用し、情報漏えいを防止します。
- ②証明書の両面に、高度な偽造・改ざん対策が施されています。

### サービス詳細

- ◇サービス利用時間 午前6時30分から午後11時まで
- ◇発行可能証明書 住民票の写し、印鑑証明書、納税証明書、課税証明書、所得証明書
- ◇利用料金 1部150円
- ※コンビニ交付サービスの利用には、**マイナンバーカードが必要です。**

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

## ご存知ですか? 国民年金の任意加入制度

高齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済み期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、高齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済み期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たし

ていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

〈次回の年金相談会〉  
 ◇日時 9月14日（水）  
 午前10時から午後3時30分まで  
 ◇場所 役場1階相談室  
 ※年金相談は石巻年金事務所へ事前予約が必要です。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115  
 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373